

「モラルハザード」の両義性

「事故米」報道は何を伝えたのか (3)

戸 倉 恒 信

Tokura Tsunenobu
(台湾大学歴史学研究所博士課程)

三、不信を輸出する互惠関係

年明け早々に『毎日新聞』のオピニオン『記者の目』欄で元村有紀子氏は、『「文明社会の野蛮人」でいいのか』と題する短論を書かれている。そこでは、いわゆる新年のおめでたい記事とは対照的に、「健康で文化的な生活を享受しながら、背後にある科学の原理のように難しいことには関心を払わないような、この社会的雰囲気批判され、「何もかも専門家に任せ、思考停止する怖さは意識していたい」と述べられ

ている。即時的にここに生じている課題は、では『新聞』の読み手は、思考停止する怖さが「新年」に提出される意味を、いかなる視点から意識してゆくかである。私はこれを「一年」を認識単位とするが故に、毎年忘却を繰り返してゆくような、そういう一年の回顧作業への警告であると解してみた。そうすることで因習的に安全祈願を行う年始行事には、その前年において発生している事柄への責任を、過去となった「一年」という暦に負わせてしまおうとする心理構図の把握ができると考え

たからである²⁹。確かに思考を停止させ、そのまま前進してしまえるリセット感覚は、不断に意識を止揚してゆけるような機制ではない。だとすれば、師走の新聞紙面に著わされる回顧記事を再考してゆく視点も自ずと生まれるはずである。

例えば、『毎日新聞』が2006年の大晦日に回顧した一年の重大ニュース欄には、建築物の耐震データ偽装が選ばれていて、07年の末はといえば、不二家や白い恋人、赤福等、国内業者による「偽装」問題で構成されていた。「偽」というコー

ドがこの年を表す漢字に選ばれたという所以である。ならば、08年はどうであったか。ここでは冷凍食品への農薬混入事件やメラミン汚染、また事故米転売といった、一見すると性質を異にする報道が「重大ニュース」に収められている³⁰。では昨年の「重大ニュース」に個々の事象への類推を可能とする符号は何であったかと問えばどうであろうか。恐らく、誰もが「中国産」というコードを想起したはずである。これについては、昨年末の『08経済回顧』³¹でも「食の安全」をトピック化し、昨

年1月の「中国製」冷凍ギョーザ事件が切っ掛けとなって、これが「国産志向」の流れを作ったのだと位置付けているように、事故米「転売」問題でも「中国産」タグを画像化し、いかにもその「産地」が事件構成の根本的なファクターであるかのような報道手法が採られていた⁶⁾。なるほど、「国産志向」を提唱される方々にとっては、まさに追い風の現象だと認識されたのではないだろうか。

そこでまず考えたいのは、「国産志向」という概念は、08年を認識単位にした場合の描写であって、07年に発生した如上の諸事件から言及されたのではないことである。「国産志向」を実体化するには、なによりも対他認識が必須であり、07年に「中国産」が「不信」へ定位することで、はじめて08年に「国産」への「志向」という同義反復が謳われるのである。特筆すべきことは、本論の冒頭で言及した『読売新聞』の「モラルハザード」を語る記事と同様、『毎日新聞』でも07年の同日に『不信も輸出 中国産食品』という記事を出している部分である。つ

まり一方で国内業者による「国内事件」を横目に、そういう食品一般への「不信」については、他方で外から日本へ輸入されるといって「自己実体化への志向」が合理化されていって、符号の論理関係から理解不能な構図を、この国の人々は疑念を抱くことなくスムーズに受容されていたようである。このトリックについては、昨年報じられたウナギの産地偽装「問題」がどこに位置していたのかをとらえれば容易に説明できよう。即ち、日本「国内」のウナギ販売業者によるインチキ行為によって、実際に生産された知識は「中国産」に付される「モラルハザード（倫理の欠乏）」だったのであり、それと表裏関係を成していたのが「国産志向」であったからである⁶⁾。

しかし見過ごされていることは、三笠フーズの流通先を積極公開することによって、かえって日本から輸出される「不信」がトレースされるという、もう一方の対他関係である。中国の国家品質監督検査検疫総局は、昨年9月「日本の工業用『汚染米』が原料に使われたアサヒビールの焼酎を輸入停止に」⁷⁾、日本

から輸入される酒類への検査を強化している。また、台湾でも「事故米」を使用した米菓が輸入されたとして『自由時報』は公開された流通先リストに基づいて『毒米菓 台湾に侵入』と題する記事を掲載し、実際に兵庫県赤穂市の生産者「播磨屋」の名を公表した⁸⁾。ここで思考すべきことは、前節で引いた消費者相述べた「風評被害を食い止めるために（流通先の）公表は必要だった」という判断の当否である。結論から言うと、日本の輸出相手国で報じられた、その後の「事実の報道」では、実際に米菓を生産したのは「播磨屋」ではなく、その類似名をもつ「播磨屋本店」であったとして、この輸入商品は「毒米」に由来していなかったと訂正されたのである⁹⁾。

ここで発生する問題は、それまで台湾では全く知られていなかった塩見饅頭「播磨屋」が、「毒米」からとらえられ、そういう「風評被害」へのホローは行われぬという現実である¹⁰⁾。外からやってくるものは「毒」を含有し、内に在るものに「毒」はないという前提が互恵化されているのだから、海外メーカーの「風評」など、当地では問題にはならないようである。

言うまでもなく、これは事故米を使用した加工品の輸出にのみ起きている現象ではない。農産物や加工食品一般について日本国内業者のいわゆる「モラルハザード（倫理の欠如）」が、輸出相手国における「不信」を生み出しているという認識は、「そういう結論」を前提化さえすれば、どの国に居ても可能なのである。以下にいくつか例を挙げて農薬「汚染米」認識の前提となっている「国産志向」を思考してみよう。

（中略）

昨年12月から今年1月に日本の青森県から輸出されたリンゴは、台湾の検疫で残留農薬が検出された為、少なくとも30tのリンゴが通関不能となった。

青森県りんご果樹課の担当者によると問題の農薬は、昨年8月にリンゴの採摘前に散布したフリントフロアブルで、これは輪紋病や斑点落葉病などに使用されるものである。リンゴに（残留していた数値）は日本の基準値内ではある

ものの、台湾の検疫時では三度検査され、台湾ではこの種の農薬に対する残留基準も設定されていないことから通関許可とはならなかった。検出された残留農薬は少量であったとはいえ、残留基準値の設定のない農薬が検出されれば規定違反であり、このリンゴを販売することはできない。

青森県の担当者は、台湾ではこの種の農薬は梨などのフルーツには残留基準が設けられているが、リンゴはほとんど植えられていないことから、リンゴに対する残留基準は設定されていないと指摘している。

また県の担当者曰く、フリントフロアブルはリンゴを栽培する際、普遍的に使用されている農薬の一種であるため、農林水産省を通じて台湾側に説明をし、残留基準値を設定されるよう請求したと話した⁹⁰⁾。

これは台湾の『聯合報』が今年5月に報じた記事であるが、「国産志向」を抱かれる諸氏は、この「残留農薬基準違反」の事例を通じて「食

への不信任を解消する手段の一つが、危険性の高さを客観的に説明するための基準値」であるという判断に、少なからず同意されたであろう⁹¹⁾。言うまでもなく、台湾で問題となったリンゴの残留農薬は「日本の基準値内」だからである。しかしそのような同意は、予想した結果を実証するために、己に都合のよい「制度」を他者へ振りかざす方便に過ぎない、といえはどう反論されるであろうか。

ここに存在している構造問題は、ポジティブリストが導入された背景から説明が可能なのである。つまり、日本のポジティブリスト制度というのは、そもそも生産地の側で基準値のない残留不可農薬に対し、基準値を積極明記できるようにすれば、相対的に日本の規制は消極化するものの、何よりも相手国の基準値を「尊重している」ことを盾に、輸入品に対して生産地で基準値のない残留農薬を積極的に取締る事が出来る効果を持つのである。だから逆に「国産」の商品を未だこういう制度を導入していない国へ輸出する場合には、己（輸出側）への締め付けは当然ながら

ら増えることになる。今回、台湾で問題となった青森産リンゴに残留していた農薬は、フリントフロアブルの成分であるトリフロキシストロビン (Trifloxystrobin: 三氟敏) であったが、台湾では「梨などのフルーツには残留基準が設けられている」のだから「リンゴ」にもそれは援用されるべきだ、というのは奇怪な論理である。それなら、日本で日本梨に設けられている該薬の基準値が0・7ppmであって、なぜリンゴが3ppmであるかを先に説明していただきたい。ここで見過ごしてならないのは、これらの基準値は、あくまでもポジティブリストの特徴ともいえる「暫定」基準なのである。だから台湾における台湾梨ではどうかという点、該農薬の基準は日本に比して厳しい「0・5ppm」に設定されているのだから、台湾が日本から輸入されるリンゴの数値を「0・5ppm」に設定したとしても、青森産リンゴの残留数値の超過が解消される保証がない。

そもそも、ポジティブリストには個々の食品の性質を勘案しながら農薬等の毒性に対する評価をせず、

「暫定的」に設定された基準が多く存在する。だから実際に輸入の段階で命令検査の対象となる農薬の多くが、「暫定」的取締りの項目であるというだけで、その数値超過が「食の安全」という用語を振り回す根拠には必ずしもならないのである。例えば、日本では台湾茶に対し今年も引き続き「プロモプロピレート」(Propylate・新殺蟻)を命令検査項目としているが、その根拠は「暫定」基準であり、実際に茶水中に流出する残留物質の毒性を問題にしていくわけではない。しかし、台湾茶が日本へ輸出される際には、台湾の農糧署が輸出前検査と輸出同意書の取得を輸出者に義務付けているのは涙ぐましい⁹²⁾。なぜなら、本来の意味における「互恵」感覚からいえば、輸出前に相手国の基準値を「尊重して」輸出するのがマナーであるのに、日本の厚労省は「輸入品」に対して根拠に乏しい「暫定」基準を振り回している農薬は、産地では「普遍的」に存在するのだから相手国もそれを尊重すべきだ、というのは身勝手だと思えるからである⁹³⁾。

いても損はないだろう。次節で詳しく述べるが、記者や識者が事故米穀の不正規流通問題を単純化し、何の躊躇もなく「輸入米」という意図からウルグアイラウンド合意での「ミニマムアクセス米」へ対象を収斂させているが、歴史的に米穀流通に存在し続けている「規格混淆」の構造を忘却してしまえる、そういう思考の停滞を警戒すべきではないのか。事故米「転売」の焦点が「国産品／輸入品」の関係構図から語られるという、そういう「問題のすり替え」に惑わされてはならない。そもそも、コメの「転売プロセス」が根本的な問題圏である以上、主食用や加工用、また工業用といった諸規格間の「混淆」に接近してゆける視点を、まず先に掌握しなくてはならないはずである。

(次号へ続く)

参考文献

- (1) 元村有希子『分らないに向き合おう』、『毎日新聞』(2009年1月6日)
 (2) これは、例えばポジティブリスト制の導入された年の「大晦日」に、『朝日新聞』が回顧した「残留農薬

類 違反七倍」というような「一年」への認識を指す。辻外記子

『輸入食品 残留農薬類 違反7倍』、『朝日新聞』(2006年12月31日)

(3) 重大ニュース『中国製キョーザ、汚染米、ウナギ：食の不安収まらず』、『毎日新聞』(2008年12月30日)

(4) 望月麻紀『食の安全 対策まだ不十分』、『毎日新聞』(2008年12月27日)

(5) 「事故米」流通事件に関する報道では、輸入・国産米の保管される政府倉庫内等で「中国もち精米」の入った麻袋を撮影した写真が挿入されている。こういう記事構成の手法は、同時に政府倉庫内で発生する「事故米」には、「国産米」は皆無だという読者イメージを生産してゆくのである。『ごまかし許す「甘さ」』、『朝日新聞』(2008年9月23日)

(6) 拙著『「記者の目」とは何か…ウナギの「偽装」報道を通じて』を参照。『食品と科学』(2008年12月号、2009年1月号)

(7) 野口東秀『アサヒの焼酎 中国輸

入停止』、『産経新聞』(2008年9月21日) この報道でも、「汚染米」と「事故米」の関係が明確に

されないまま、中国から日本へ情報発信されている様子が伺える。

(8) 鍾麗華、林秀姿、張茂森『毒米菓 侵台 500包早下肚』、『自由時報』、黃天如、馮惠宜『500盒毒米菓恐下肚 燒酎最毒』、『中國時報』(2008年9月20日)

(9) 鍾麗華、林秀姿『18家解禁 13家5家待查』、『自由時報』(2008年9月21日)

(10) ちなみに「播磨屋」については、他の塩味饅頭の生産者と同様、兵庫県が安全検査を行い、これらの商品からは、メタミドホス等の成分は検出されなかったと「日本では」報じられている。『塩味饅頭は「安全」』、『産経新聞』(2008年9月20日)

(11) 『残留農薬日30噸蘋果遭我退貨』、引用部分筆者訳『聯合報』(2009年5月11日)
 (12) 望月麻紀『食の安全 対策まだ不十分』を参照。『毎日新聞』(2008年12月27日)

(13) 『汚染米流通経路 解明へ』、『産

経新聞』(2008年9月18日)

(14) 例えば、台湾から日本に向けて台湾茶を輸出する場合、輸出業者は日本側の残留基準値に符合する内容の残留農薬試験結果を添付して「輸出同意書」を農業委員会から

事前に取り付け、そして通関の際、該同意書を税関総局に提出しなくては輸出許可はされない。

(15) ポジティブリスト制度の実質的な「効果」については、拙著『台湾産ウーロン茶の「残留農薬基準値違反」とは何か』、『食品と科学』(2007年10月号)を参照。

(16) 森慎行、望月麻紀『冷食「安心」前面に』、『毎日新聞』(2008年7月18日)
 (17) 亀田早苗、柴田真理子『高まる国産志向 進む冷凍食品離れ』、『毎日新聞』(2009年1月31日)

(18) 鍾麗華、陳璟民、卓怡君『中國蔬菜日本包裝高貴侵台』、『自由時報』(2008年9月19日)
 (19) 陳璟民『進口商質疑日方欺騙』、『自由時報』(2008年9月20日) ちなみにこの冷凍食品は、2007年11月に輸入されたものと記されている。